

海の中道海浜公園海洋生態科学館改修・運営事業 募集要項等に関する質問回答(第1回)

募集要項に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	4	5	(6)			SPC設立について	本施設を登記上の所在地としてSPCを設立することも可能との理解で宜しいでしょうか。	可能とします。
2	4	5	(7)			事業方式について	都市公園法第5条に基づく設置管理許可取得に必要な条件とはどのようなものでしょうか。事業継続に不可欠なものであることから、具体的な明示をお願いいたします。	都市公園法第5条第1項及び同施行規則第3条に基づき審査します。なお、募集要項等の規定を満たせば、条件を満たしていることと考えます。
3	5	5	(8)			開館時期について	「平成28年度中に着手し概ね1年以内を目途に開館」との記載がございますが、平成29年4月1日からの開館ではなく、平成28年度中に着手した改修工事による閉館期間を1年以内とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	5	(9)	②		生物資産等の所有者	SPCが現事業者から譲り受けることとなっておりますが、SPCではなく運営企業が購入することは認められますでしょうか。	募集要項に記載のとおり、SPCとの間で行うものとします。
5	5	5	(9)	②		資産の譲受けについて	譲受金額の想定はいつ時点のものでしょうか。仮に現時点で想定されている金額を大幅に上回った場合(現事業者との売買契約締結までに生体が数多く取得された場合など)事業者の収支が悪化すると考えますが、この点については何らかの救済措置はご検討でしょうか。	平成26年時点の想定です。想定金額を大幅に上回った場合の救済措置はありません。現事業者と協議の上、合意した金額で売買契約を締結してください。
6	5	5	(9)	③		土地・施設使用料について	「年間の土地・施設利用料の金額は、16,783,000円(税抜)を予定している。」との記載がございますが、当初締結する平成28年4月1日から10年間の設置管理許可書における金額が変更となる可能性はあるのでしょうか。また、更新の際にも金額が変更となる可能性はあるのでしょうか。	事業期間中の変更は想定していません。
7	5	5	(9)	③		土地・施設使用料について	16,783,000円のうち土地(非課税部分)と施設(課税部分)がありましたらご教示下さい。	全て課税対象となります。
8	6	7	(1)	①		応募者の構成	改修工事業務を請け負う企業は協力企業としても参加できないとの整理でしょうか。	改修工事業務を請け負う者は応募者の構成には含みません。工事企業については、契約締結後に別途SPCが選定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
9	6	7	(1)	②		応募者の構成	SPCへ出資のみを行う第三者、とありますが、「出資のみを行う」とは具体的にどのような行為をさすのでしょうか。	応募者とはならず、出資のみを行うことをいいます。
10	7	7	(1)	④		応募者の構成	改修工事を実施する者が出資者となることは可能でしょうか。	出資者に資格を求めています。また、現時点で株主の追加の詳細を想定しているものではなく、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾を得るものとします。工事企業については、契約締結後に別途SPCが選定してください。
11	7	7	(1)	④		応募者の構成	変更せざるを得ない事情とは具体的にどのようなケースを想定されていますでしょうか。	選定事業候補者の決定までについては募集要項に記載のとおりです。選定事業候補者の決定後については、具体的に想定しているものではなく、九州地方整備局と協議の上、認められる場合があります。
12	8	7	(3)			設計企業の参加資格要件	設計企業として参画した企業が改修工事業務を担務することは、可能でしょうか。また、同企業が出資することは可能でしょうか。	工事実施予定者について、募集要項等に記載している以外の制限はございません。出資については、No.10の回答を参照してください。
13	10	7	(7)			改修工事実施予定者との契約要件	改修工事についてはSPCが事業契約締結後に、改修工事ごとに九州地方整備局の承諾を要するとの意味でしょうか。(もし斯様な意味であれば将来の改修工事費の算定が困難です)	改修工事に関しては、改修工事ごとに工事企業について九州地方整備局の承諾が必要となります。
14	12	10	(1)	①		第一次審査資料の受付	受付期間終了後に、応募者名もしくは応募者数について公表あるいは開示されますでしょうか。	公表の予定はありません。
15	13	10	(3)			第一次審査及び審査結果の通知	審査結果について公表あるいは開示されますでしょうか。	公表の予定はありません。
16	16	14		③		契約保証金	各大規模修繕ごとに履行保証保険を付保する場合、将来の保険料負担が不確定になると思料しますが、例えば保険料率が大幅に上昇した場合の救済措置等をご検討でしょうか。	救済措置はありません。
17	18	16	(5)			金融機関と九州地方整備局との協議	「融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。」とありますが、例えば構成企業等が融資機関となることは可能でしょうか。	可能です。
18	18	16	(6)			担保権の設定	担保権とは質権のことでしょうか。また、対象となる債権は何でしょうか。	業務の適正な遂行のために担保権を設定します。この目的に照らして適切な担保権及び被担保債権を選択します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
19	18	16	(6)			担保権の設定	「SPCの株式及び生物資産等に担保権を設定させることができる。」との記載がございますが、具体的にどのような場合に設定することを想定されていますでしょうか。	特段の事情がない限り、担保権を設定することを予定しています。
20	18	16	(6)			九州地方整備局を担保権者とした担保権の設定	担保権を設定させる場合とは、具体的にどのような場合を想定されていますか。	No.19の回答を参照してください。
21	18	16	(6)			担保権の設定	「SPCの株式及び生物資産等に担保権を設定させることができる。」との記載がございますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達を行うために、金融機関がSPC株式に質権設定を行うことは可能でしょうか。	担保権設定契約の内容にもよりますが、原則として可能です。この場合、九州地方整備局は担保権を設定しません。
22	18	17	(1)			特定事業の取り消し	応募者・選定事業候補者の責に帰さない事由で取り消された場合、応募にかかった費用および事業開始までの準備費用、その他合理的な損害に対する補償はありますか？選定事業候補者の決定前後によっても異なりますでしょうか。	特定事業の取り消しによる応募者への補償は予定していません。
23	18	17	(1)			特定事業の取り消し	事業取り消しとなった場合、その後の事業はどうなるのでしょうか？あるいは現事業者との協議となるのでしょうか。	事由により状況が異なるため、現時点で具体の想定はしていません。
24							実施方針に関する質問回答No.2において、「募集要項等公表時に改修工事の税務処理に関する九州地方整備局の見解を示すことを検討しています。」とありましたが、この点についての見解は如何でしょうか。	九州地方整備局は税務当局に相談しており、九州地方整備局としては、SPCが支出した資本的支出対象となる改修支出額は繰延資産に該当し、支出時以降の残存事業契約期間に渡って、均等償却による損金算入が可能と考えています。ただし、本事業においては、SPCへの課税に関し、全てSPCのリスクにおいて実施することとなりますので、ご注意ください。
25						資産の税務	改修工事完了後九地整に引き渡す資産のSPC内部での会計処理・税務処理についてご教授願います。	No.24の回答を参照してください。

要求水準書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	5	第2	1			業務責任者の届出時期について	総括責任者及び各業務責任者は業務開始前に届け出るとの記載がございますが、設計業務開始前に全ての責任者を届け出るとののでしょうか、それとも各業務開始前に各業務責任者を届け出るとののでしょうか。また、改修工事業務につきましては、各改修工事開始前までに届け出るとの理解で宜しいのでしょうか。	総括責任者はいずれかの業務が開始される前に、また各業務責任者は各業務開始前に届け出るものとします。改修工事業務については、各改修工事開始前に届け出るものとします。
2	5	第2	1			本事業の体制に係る要求水準	総括責任者及び業務責任者を届け出る「業務の開始前」とは、準備期間の開始の時点でしょうか。	No.1の回答を参照してください。
3	5	第2	2	(1)	ア2つ目・	設計業務	修繕・更新計画を立案する「全ての施設・設備」に係る改修工事とは、SPC所有の資産についてもあてはまるのでしょうか。	SPC所有の資産についても該当します。
4	5	第2	2	(1)	ア2つ目・	修繕・更新計画	調査の上で立案する「修繕・更新計画」は、提案時に提出する「様式7-3修繕・更新計画表」から変更が生じることが予想されますが、実態に応じて柔軟に計画を変更することは承認頂けるとの理解で宜しいのでしょうか。	事前に九州地方整備局と協議の上、変更が必要な場合には承諾することがあります。
5	5	第2	2	(1)	ア3つ目・	耐用年数	施設・設備の耐用年数とは、九州地方整備局が認識している耐用年数との理解で宜しいのでしょうか。	法定耐用年数を基準としてください。
6	6	第2	2	(1)	ア10つ目・	設計業務	経常的な修繕の範囲であるかどうかの決定は、いつの時点で行われるのでしょうか。	修繕・更新計画立案の際に協議により決定します。
7	8	第2	2	(1)	エ	その他関連業務	検討の結果、いずれの方法でも既存遡及が適用されざるを得ない場合は、九地整のリスク負担と考えてよろしいのでしょうか。	現時点では、遡及については想定していません。やむを得ない場合は協議とします。
8	8	第2	2	(2)	ア4つ目・	改修工事業務	水槽の改修時など・・・移転先の確保及び移転に伴う施設・生物のリスクについては、SPCが負担するとなっておりますが、後半の業務範囲は運営事業者となるのではないのでしょうか。	業務遂行に係る全責任はSPCが負っていることを前提に、各リスクの分担方法は応募者内で決定してください。
9	11	第2	2	(2)	ウ2つ目・	その他関連業務	国有財産の増減にかかる手続きを経る必要がある改修工事とは、大規模修繕の定義と程度は同じでしょうか。また、報告は改修工事の終了ごとに行うもののでしょうか。	国有財産の増減にかかる手続きを経る必要がある改修工事の範囲は、契約後九州地方整備局から別途指示します。また、報告は改修工事の終了ごとに行うものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
10	12	第2	2	(4)	ア・1 目、 ウ・1 目	ア・水族館維持管理業務 ウ・駐車場維持管理業務	「…必要となるものはSPCが調達すること。」とありますが、調達した設備、備品等の所有権はSPCとの認識でよろしいでしょうか。また、事業終了時にはSPCが引き取るとの整理でよろしいでしょうか。	建物に附合する設備、備品については原則として、九州地方整備局の所有となります。詳細は調達時に協議をするものとします。
11	13	第2	2	(4)	エ1目	閉館時(夜間及び休館日)における警備	閉館時(夜間及び休館日)の警備は機械警備で宜しいでしょうか。改修工事のため、現在設置されている警備機器はそのまま残されるのでしょうか。	閉館時の警備は機械警備でよいこととします。現在設置されている機器については、現事業者と協議してください。
12	14	第2	2	(5)	イ	駐車場運営業務	駐車場の営業時間、利用料金について海浜公園内の他の駐車場と異なる設定をするのは可能でしょうか。また、設定・変更の際九州地方整備局の承諾は必要でしょうか。	利用料金については、他の施設とのバランスを勘案した上で承諾します。営業時間、利用料金の設定・変更については、事業契約書(案)第43条に規定するとおりとします。
13	14	第2	2	(5)	イ・2 目	駐車場運営業務	「…利用料金については隣接する国営海の中道海浜公園の駐車場との整合を図ること。」とありますが、仮に公園駐車場の利用料金が引き下げられた場合は、本施設の駐車場についても引き下げの必要がありますでしょうか。また、引き下げる必要がある場合には何らかの救済策は講じていただけますでしょうか。	公園駐車場の利用料金が引き下げられた場合の対応については協議とします。
14	15	第2	3	(1)		本施設の呼称	「呼称を提案し」とありますが、事業期間中の名称の変更を九地整へ提案し実施することは可能でしょうか。	事業契約書(案)第75条に規定する協議を九州地方整備局に申し入れることは可能です。
15						リスク分担について	平成25年6月17日公表された実施方針のリスク分担表(案)について、「【注釈※2】一定の金額とは具体的にどのように算定されますでしょうか。」との質問をしており、募集要項等公表時に示しますとのことでしたが、明示されていないように思います。	事業契約書(案)第58条のとおりとしています。

基本協定書(案)に関する質問回答

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	4	4			事業者の設立及び維持等	その他会社の組織の変更とは具体的にはどういう場合が該当するのでしょうか。	現時点で具体的な想定をしているものではありません。
2	3	5	2	2		事業者の出資者	承諾が得られるのは具体的にはどういった場合でしょうか。	現時点で承諾条件の詳細を想定しているものではありません。
3	3	6	1			株主間契約	株主間契約は、第5条に則った内容であれば、株主間で自由に取り決めをしてもよいという考えで問題ないでしょうか。	基本協定書(案)第5条第2項に定める事項を株主間契約に規定することとし、それ以外の事項については、九州地方整備局が制限を課すものではありません。ただし、募集要項等及び第二次審査資料から逸脱する事業の実施を前提とした規定は認められません。
4	4	9	2			資金調達協力義務	株主間契約は、第5条に則った内容であれば、株主間で自由に取り決めをしてもよいという考えで問題ないでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
5	4	11				株式の譲渡に関する協力	発注者が譲渡させることを選択するのは、事業契約の第50条3項に定める場合に限られるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	7	別紙1				設立時の出資者一覧	基本協定締結後、出資者および出資額等を変更することは可能でしょうか。	出資者および出資額等の変更は可能ですが、株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行う際には、事前に九州地方整備局の書面による承諾が必要です。

事業契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	2	6				本事業の遂行	事業範囲を示す図面、各種図面は、別紙2に含まれるのでしょうか。	含まれます。
2	2	8	5				参考資料別紙1に記載の埋設配管は経常的な管理のみをSPCが負い、更新事由が発生した場合は九地整の負担と考えてよいのでしょうか。	海水取水施設の埋設配管については異常点検など経常的な管理はSPCが実施することになります。
3	3	12	4			生物資産等売買契約	契約書(案)がありましたら開示願います。	当該契約の内容について、九州地方整備局は関知せず、開示の予定はありません。
4	4	12	6	2		準備行為	使用料の納入告知日、納入期限は、毎年いつとなる見込みでしょうか。	毎年度初めに納入告知書を送付します。納入期限は債務金額を確定した日から20日以内としております。
5	4	12	6	二		公園施設使用料	納入告知書発行日と納入期限日の目安をご教示頂けますでしょうか。	No.4の回答を参照してください。
6	4	14	2			改修工事対象施設の設計	必要性の有無に関する調査とは、事業計画書に記載の計画から、実際の老朽化の状況をもとに、工事の実施を遅らせたり早めたり中止する必要性の調査ということでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書において必須事項として求める修繕・更新項目は必ず実施するものとします。
7	4	14	2			改修工事対象施設の設計	必要性の有無に関する調査の結果は、それ自体を報告する必要はありますか。4項に定める設計業務計画書の中で提出するものでしょうか。	第14条第2項に規定する調査は修繕・更新計画の策定のために行っていたものです。
8	4	14	2			調査の実施	本文は調査により修繕・更新の必要性の有無を判断することであり、つまり提案書における事業計画は調査前で不完全のものにならざるを得ないと考えます。つきましては調査により想定外のもの判明した際には、発注者負担もしくは施設使用料の見直しなど、柔軟に協議に応じて頂くことは可能でしょうか。	仮に募集要項等の記載及び現地見学会から合理的に推察できない瑕疵等に起因し、設計図書等を変更する必要がある場合には、事業契約書(案)第19条第2項に基づく対応となります。
9	4	14	3			調査の実施	設計業務開始までに調査の上、修繕更新計画を発注者に提出するとの記載がございますが、タイトな事業スケジュールを勘案致しますと、選定事業者の決定後に、本施設の修繕・更新の必要性の有無に関する調査に着手することは可能でしょうか。	基本協定書(案)第8条に基づき、準備行為の一環として行っていたことは可能です。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
10	4	15	1			発注者の承諾	承諾の条件がありましたらご教示下さい。	原則として認められませんが、特段の事情が生じた場合は協議の上、判断します。
11	6	18	2		ただし以下	設計図書の変更	改修工事費等には、変更により合理的に生じた収入支出上の損害も含まれるのでしょうか。	合理的な増加費用については状況に応じて判断します。
12	6	18条	2			設計図書等の変更	ただし、発注者は、この場合において、特別の理由がある場合は・・・事業者へ通知する。とありますが協議が整わない場合に合理的な変更内容とありますが、発注者の一方的な内容は、事業の運営に影響を及ぼすのでご理解ください。	ご意見として承りました。
13	6	19	3			改修予定日の変更	第2項に基づき改修予定日が遅延することにより、事業者へ増加費用若しくは損害が発生した場合も、第2項記載のとおり、事業者は発注者と必要な措置を行うため協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	状況に応じ必要な措置について協議することとしています。
14	7	20	4	2		設計図書等の著作権	事業者が、集客広報宣伝のために改修工事対象施設の内容の一部を公表する際も、常に発注者の承諾を得る必要がありますか。	承諾を要します。
15	7	21	1			著作権の侵害の防止	「保証」とはどの時点でどのようにして行うのでしょうか。	本事業契約書に記名押印していただくことにより保証していただきます。別途の保証書の提出は想定していません。
16	7	23	3			工事企業の承諾	発注者による工事企業の承諾要件は、募集要項等に記載された資格要件の充足との理解で宜しいでしょうか。	募集要項等に規定する要件を満たすこととします。
17	7	23	3			改修工事実施予定者との契約について	「…発注者に対して工事企業を報告し、承諾を得るものとする。」とありますが、要求水準書に定める要件以外で承諾できないケースはありますか。	No.16の回答を参照してください。
18	8	23	4			数量又は価値の増減	数量とは例えば壁を抜くことも該当するのでしょうか。また価値はどのように識別するのでしょうか。	修繕・更新計画の立案の際に協議します。
19	8	25	1			施工計画書	「性能確保の方法」の意味をご教示下さい。	要求水準書に示す性能を確保してください。



No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
20	9	28				改修に伴う各種調査	「かかる調査等の結果について、募集要項等の内容との齟齬がある場合には、自ら実施した調査結果に従い改修工事を行う。」との記載がございますが、募集要項と調査結果の齟齬を起因とする改修工事により、事業者が増額費用が生じたときは、事業者は発注者と必要な措置を行うため協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
21	10	31	1			改修工事の中止	発注者が必要と認めた場合には、改修工事の全部又は一部の施工を一時中止出来るとありますが、どのような場合を想定されていますでしょうか。	現時点で具体的な内容を想定しているものではありません。
22	10	31	1			改修工事の中止	必要と認めた場合、とは具体的にどのような場合を想定しておられるでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
23	10	31条	1			改修工事の中止	必要と認めた場合とは、具体的にどのような場合が考えられますでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
24	11	34	2			発注者による改修工事対象施設の完工確認及び観光確認通知の交付	「是正勧告」の意味、法的性質をご教示下さい。	要求水準が未達となっている事項に関し、要求水準を満たすよう、明示的に指導することを意味します。適正な履行を促すための催告とお考えください。
25	11	34	5			維持管理・運営業務の再開	特に設備では稼働確認後に引渡し・完工確認通知が授受される可能性もありますが、この場合既に維持管理もしくは運営は始まっていると考えられます。本文の意味をご教示下さい。	事業者は、発注者の完工確認通知書を受領するまでは、当該改修工事対象施設の改修工事中であり、維持管理・運営業務としての利用はできません。
26	12	35	3			発注者の指示による改修工事	本項で規定されている事業者が生じた増加費用には、事業者が生じた損害も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	増加費用については必要に応じ協議します。
27	12	35	4			事業者による改修工事対象施設の引き渡し	独立採算性である本施設において、遅延したことによる発注者の損害とはどのような損害が生じるのでしょうか。	遅延したことにより、九州地方整備局への支払い義務が発生した場合を想定しています。
28	12	35	4			遅延利息の割合による金額	本事業では事業者が実施する改修工事に対し支払がなされるものではないですが、遅延利息とはどのように計算されるのでしょうか。	支払い義務が発生した場合、当該金額に基づき計算します。
29	12	36	1			改修工事対象施設の瑕疵担保	瑕疵であるかそうでないかの判断は誰が下すのでしょうか。	事業者の意見を聴いた上で、九州地方整備局が判断します。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
30	12	36	2			改修工事対象施設の瑕疵担保	雨水の侵入を防止する部分についての瑕疵とは、コーキング等の簡易な措置によって対応できる場合は含まないと考えてよろしいでしょうか。	個別の事象については、状況により判断することとなります。
31	12	36	4			工事企業との保証書締結について	仮に工事企業に破綻等の事由が生じ、瑕疵の修補及び損害の賠償請求ができなくなった場合、事業者がその責を負うとの整理でしょうか。事業者としては当該工事企業が構成企業でない以上、経営状況まで関知することは困難です。	工事企業に瑕疵の修補及び損害の賠償請求ができなくなった場合、事業者がその責を負います。
32	12	36	4		別紙7第3条第1項	保証債務の履行の請求	改修工事は、事業期間中、各回毎にその期間内に完成させ、事業者が占有中に、引渡しと考えるとよろしいでしょうか。各回毎の引渡しということであれば、36条の事業者が負う瑕疵担保責任は、その各回毎の引渡しによって、瑕疵担保期間が開始すると考えてよろしいでしょうか。	事業期間中、各回毎にその期間内に完成させ、当該部分について引渡しとなります。瑕疵担保期間の起算点は、引渡しの日となります。
33	12	36	4		別紙7第3条第1項	保証債務の履行の請求	別紙7保証書によって、工事企業が負う36条4項の保証債務は、36条1項により事業者が負う瑕疵担保責任の保証債務ということでしょうか。その場合、工事企業が負う保証債務の期間も瑕疵担保期間(2年or10年)と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	12	36	4		別紙7第3条第1項	保証債務の履行の請求	上記の場合、別紙7保証書の有効期間は、本契約に基づく事業者の債務の終了又は消滅ですが、各保証債務は、各改修工事毎に消滅していくと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	13	37	3			維持管理・運営内容の変更	本項で規定されている事業者が生じた合理的な増加費用には、事業者が生じた合理的な損害も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な増加費用については状況に応じて判断します。
36	13	37	3			維持管理・運営の実施	かかる協議が整わない場合に発注者が定める合理的な変更内容には、発生した増加費用の措置についての内容を含むものでしょうか。	変更内容については状況に応じて判断します。
37	13	39				近隣対策	近隣対策の対象は、具体的にはホテルルイガンズを指しているのでしょうか。	ホテルルイガンズに限られません。
38	14	41条	4			本契約、施設管理許可書及び募集要項等の変更並びに変更に伴う措置	第1項又は第2項に基づく変更が…事業者が負担するものとする。とありますが、法令変更、税制度の変更、追加を起因とするものは、事業者の責に負う範囲を超えていますので発注者の負担としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)の規定のとおりとします。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
39	14	41	4			法令等若しくは税制度の変更、追加を起因とする損失	損失は事業者が負担とのことですが、事業者は利用料金の改定も含めた提案内容の変更について発注者と必要な措置を行うため協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	第41条第1項により協議することとします。
40	14	42	1			維持管理・運営の中断の対応	必要な事項には、事業者に生じる増加費用及び損害も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	必要な事項については状況に応じて判断します。
41	14	43	3			営業時間	夜間の貸切等、ある一定の時間の枠内で不定期に発生する営業時間の延長は、公園内の他施設との調整が必要とならない限り、枠としての営業時間設定を行ってもよいのでしょうか。	ご質問のような提案を行うことは可能です。ただし、営業時間の設定・変更については、公園内の他施設との調整が必要と考えています。
42	14	43	3			利用料金の設定について	「…利用料金を変更する場合は、事前に発注者と協議し、その承諾を得るものとする。」とありますが、承諾が得られない事由はありますでしょうか。	要求水準を踏まえ、個別に判断します。
43	15	48	1			事業期間終了時の措置	「協議の上、措置を決定」とは、事業者が借地借家法上の造作買取請求権の行使をできることを前提と解してよいのでしょうか。	認められません。
44	15	48	1			事業期間終了時の措置	本契約48条の協議、措置と別紙3設置管理許可書7の「局長の指示」との関係についてご教授願いますでしょうか。	第48条は事業者の財産の処分方法に関する規定であり、別紙3設置管理許可書7は、第48条に基づく本施設に関する原状回復の方法に関する規定です。
45	15	48	2			事業期間終了時の措置等	事業者から発注者に改修工事対象施設を引き渡すに際し、「施設の状態が満足できる状態」とはどのような状態でしょうか。	要求水準を満たしている状態をいいます。
46	15	48	2			事業期間終了時の措置等	状態が満足できるものではない、とは具体的にどのような状態を想定しておられるのでしょうか。	要求水準を満たしていない状態をいいます。
47	16	48	3			事業期間終了時の措置等	大規模修繕を要するようなことが不可抗力により生じた場合も含むのでしょうか？	不可抗力により生じた場合は含みません。
48	16	48	3			大規模修繕の実施の請求	大規模修繕の基準として用語集にある「必須事項もしくは設計企業による設計が必要な修繕・更新」では幅があり過ぎると思われるので、「必須事項」に限定して頂けませんでしょうか。	規定のとおりとします。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
49	16	48	3			事業期間終了時の措置等	引渡前の瑕疵ではないことをどのように確認するのでしょうか。また、仮に引渡前の瑕疵であったことが客観的に確認できた場合であっても、引渡後1年以内に必要とされる大規模修繕については、例外なく実施又は損害賠償を事業者等に請求されるのでしょうか。	事業者の意見を聴いた上で、九州地方整備局が判断します。後段については、規定のとおりとします。
50	16	48	4			保証書の提出者	構成企業及び協力企業とありますが、いずれも工事企業ではないと思われませんがどの業務の担当企業を想定されていますでしょうか。	事業契約書において、構成企業及び協力企業を工事企業に修正します。
51	16	48	4			事業期間終了時の措置等	事業期間終了時までには事業者から発注者に提出する「保証書」とはどのような内容を想定されているのでしょうか。	第48条第3項及び第4項を担保する内容の保証書とします。
52	16	48	5			事業期間終了時の措置等	生物資産の引渡はどの時点で所有が変わるのでしょうか。生物の瑕疵は「生物資産等売買契約」に規定されるのでしょうか。	生物資産は事業契約終了時に譲渡するものとします。また、生物資産売買契約について九州地方整備局は関知しません。
53	16	50	1			事業者の債務不履行時の措置	通知を行ってから解除の効力が発生するまでの期間はどれくらいでしょうか。	現時点で具体的な期間は決まっていますが、速やかに解除することを想定しています。
54	16	50	1	1、2		事業の債務不履行時の措置	治癒期間とはどの程度を想定されていますでしょうか。	状況に鑑み、九州地方整備局が判断します。
55	16	50	1	3		事業の債務不履行時の措置	財務状況の著しい悪化とはどのようなことを想定されていますでしょうか。PLベースでしょうか。CFベースでしょうか。	事業継続が困難と九州地方整備局が判断した場合を想定しています。
56	16	50	1	三		事業者の債務不履行時の措置	財務状況の著しい悪化と判断されるのはどのような場合か具体的な判断基準をお示しください。	No.55の回答を参照してください。
57	17	50	1	九		契約解除事由	「閉館期間が長期に及んだ場合」との記載がございますが、長期の具体的な期間をご教示頂けますでしょうか。	状況に鑑み、九州地方整備局が判断します。
58	17	50	1	九		事業者の債務不履行時の措置	長期とは具体的にどれくらいの期間でしょうか。	No.57の回答を参照してください。
59	17	50	1	10		事業者の債務不履行時の措置	民事再生手続もしくは会社更生手続の開始した段階では、事業継続が困難、不適当とは判断されないものと解してよいのでしょうか。	状況により、事業を行うことが不適当又は本事業の存続が困難であると判断する場合があります。
60	17	50条	2			事業者の債務不履行時の措置	違約金47,000,000円の算出根拠をご教授いただけませんか。	一定期間の必要費用等を勘案した金額となります。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
61	17	50	2			事業者の債務不履行時の措置	譲渡にかかる価格は、期間途中で付加されたものについては、付加された時点から本来予定の維持管理・運營業務終了時までの期間の均等償却となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	17	50	3			事業者の債務不履行時の措置	株式の譲渡と担保権の実行との優先順位をお示ください。	株式の譲渡及び担保権設定は、ともに九州地方整備局の承諾にかかる事項です。
63	17	51	1			解除に必要な措置等	事業者に代わり実施されている期間については公園施設使用料は、その実施されている期間を日割りで免除されると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の場合には、設置管理許可期間に公園施設使用料を免除することはありません。
64	17	51	1			解除に必要な措置等	事業者の協力、とは具体的にはどのような行為を指すのでしょうか。	運営ノウハウの伝達等、九州地方整備局による運営において必要となる協力を指します。
65	18	52	2			発注者の債務不履行時の措置	「損害」とは、事業者が事業期間が終了するまで得られるべき利益のことを指すのでしょうか。	残りの事業期間にわたる得べかりし利益は含みません。
66	18	52	2			財産処分	発注者の義務違反が継続している状況では当該事業者に代わりとなる新事業者(譲渡先)を探すのは難しいと思われまます。ここで発注者の承諾を得るのはどちらへの売却を想定されていますでしょうか。	第三者を想定していますが、その時点において九州地方整備局が判断するものとします。
67	18	53	1			発注者の任意による解除	本事業を継続する必要がなくなったと客観的に認められる場合、また、発注者が必要と認める場合とは、具体的にどのような場合を想定しておられるでしょうか。	現時点では想定していません。
68	18	53	1			発注者の任意による解除	「本事業を継続する必要がなくなったと客観的に認められる場合」とはどのような場合でしょうか。	No.67の回答を参照してください。
69	18	53	2			発注者の任意による解除	「損害」とは、事業者が事業期間が終了するまで得られるべき利益のことを指すのでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
70	18	53	2			発注者の任意による解除	損害については、将来発生したであろう残存期間中の逸失利益も当然に含まれると考えて宜しいでしょうか。	No.65の回答を参照してください。
71	18	53	2			財産処分	本事業を継続する必要がなくなったと客観的に認められる状況では当該事業者に代わりとなる新事業者(譲渡先)を探すのは難しいと思われまます。ここで発注者の承諾を得るのはどちらへの売却を想定されていますでしょうか。	No.66の回答を参照してください。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
72	19	55				保全義務	誓約する保証書(案)がございましたら、ご提示をお願い致します。	任意の様式とします。
73	19	57	1			法令等の変更	法令等若しくは税制度の変更、追加による生じる本事業の費用の収入減少が著しい場合は、協議するとの文言を追記していただけないでしょうか。	規定のとおりとします。
74	19	57	6			法令等の変更	「別段の定め」とはどのようなものでしょうか。	九州地方整備局との間で別途定められた合意事項がある場合などを想定しています。
75	19	58	1			不可抗力による措置	不可抗力リスクについて、実施方針のリスク分担表では九州地整となっておりますが、募集要項において、全面的に事業者となっております。変更の理由についてお聞かせ願います。	リスク分担について総合的に検討した結果、不可抗力による場合は事業者の負担とし、対応方針について協議するものとしました。
76	20	58	1			不可抗力による増加費用及び損害	事業者が負担する増加費用及び損害は、本事業の業務範囲に限定され、不可抗力に起因した施設損傷の復旧に要する増加費用及び損害は事業者負担では無いとの理解で宜しいでしょうか。	規定のとおりとします。
77	20	59				政策変更	発注者が定めた変更内容に拠ると、本事業の遂行が困難となった場合は第57条第5項及び第6項の規定は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	発注者の政策変更により生じた本事業の費用の増加又は収入の減少については、第59条の規定に従います。
78	20	60	1			契約保証金	「各大规模修繕毎に・・・該当する年度に措置を行う」との記載がございますが、契約保証金の納付による場合は、年度毎に翌年度分との精算(返金若しくは追加納付)が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	該当する年度とは、改修工事を契約した年度であり、保証期間は工事が完了するまでです。
79	20	60	1			契約保証金	保証対象とする金額は税抜、税込どちらでしょうか。	課税事業者であれば税込みとなります。
80	20	60	1	3		履行保証及び金融機関等による保証	履行保証保険付保のタイミングは大規模修繕毎という整理で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	20	60	2			履行保証及び金融機関等による保証	担保するのはあくまで「違約金の支払 = 47百万円」という理解で間違いないでしょうか？	ご理解のとおりです。
82	20	60	2			履行保証及び金融機関等による保証	前項各号に定める方法による保証でもよいのでしょうか。	第60条第2項の規定のとおりとします。
83	20	60	2			履行保証及び金融機関等による保証	「金融機関『等』による保証」とは、同上1項と同様のものとの理解で宜しいでしょうか。	No.82の回答を参照してください。

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
84	20	60	2			違約金の支払担保について	金融機関等からの保証以外に、違約金相当額を納付することは可能でしょうか。	No.82の回答を参照してください。
85	22	65				事業者の兼業禁止	SPCという会社の性質上、本業以外の事業は出来ないと理解しておりますが、どのような場合であれば発注者の承諾が得られるのでしょうか。	具体の想定はしていませんが、本事業と密接不可分な事業を行う場合に承諾する場合があります。
86	23	69	1			著作権の帰属等	事業者事前に通知することにより、・・・これを利用することができる。とありますが、提案書等は事業者にとって貴重な資産となるので、外部に公開する場合においては事前に事業者と協議いただけないでしょうか。	第69条の規定のとおりとします。
87	29	別紙2				本事業の概要	別紙2の内容はどのようなものでしょうか。	事業計画書に基づきその概要を記載いただくものです。
88	31	別紙3	5	(1)	1)①	管理運営要領及び安全衛生管理計画書	維持管理・運営業務の開始日までに定めるとの理解で宜しいでしょうか。	設置管理許可申請時に合わせて提出してください。
89	32	別紙3	5	(1)	4)④	許可受者以外のもの	許可受者がSPCとすると、維持管理企業・運営企業は許可受者以外のものであり、その契約書の写しを事務所長へ届け出ることになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	40	別紙8	1			モニタリングの流れ	図表の「ペナルティポイントの累計」からの分岐につきまして、9点以下の場合は「違約金支払い措置」とありますが、「違約金支払い措置無し」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「なし」の表記が見切れているため、事業契約書において修正します。
91	43	別紙8	3	(5)		モニタリング違約金対象	モニタリング違約金対象には、初年度の生物資産等売買契約に基づく買収金額は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	43	別紙8	3	(5)		モニタリング違約金額	違約金額算定の母数を維持管理・運営費の合算額とした場合、帰責企業が受託金額に対して過大な違約金支払いを被る恐れがありますので、各業務毎にポイント加算と違約金算定を行うべく、変更を頂けますでしょうか。	規定のとおりとします。
93		共通					各条文にある「発注者及び事業者は必要な措置を行うため協議する」との文言は、実施方針別紙1に記載の趣旨から、リスクは九地整が負担されることが基本であると理解してよいでしょうか。	事業契約書(案)の規定のとおりとし、必ずしも九州地方整備局の負担を原則としているものではありません。

事業者選定基準に関する質問回答

No.	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	4	第5	1	(2)	②	評価内容の公表	評価内容の公表は審査項目ごとの得点まで公表されるのでしょうか。	ご理解のとおりと想定しています。
2	5	第5	3	(3)	①2つ目・	評価(採点)方法	5段階評価は絶対評価でしょうか。競合との比較におけるの相対評価でしょうか。	絶対評価とします。
3	5	第5	3	(3)	①※	評価(採点)方法	「的確性」とはどのようなものでしょうか。たとえば、提案表現の的確性のことでしょうか。	提案内容が募集要項等の内容に照らし、的確であるかを評価します。
4	5	第5	3	(3)	①※	評価(採点)方法	「等」とありますが、ほかに着目点として考えられるものはなんでしょうか。	記載した事項以外にも評価すべき視点があると判断されれば、その視点に基づき評価する場合があります。
5	6	第5	3	(3)	②	収入及び支出の見込み	活用方を講ずべき収益の程度に関し、どの程度かの指針はありますでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
6	6	第5	3	(3)	②	審査項目等	収支計画を上回る収益となった場合の収益の活用方法についての提案が求められていますが、本事業の特性を勘案して(改修工事が恒常的に発生すると想定され、且つ当初予期していなかった改修工事も発生する可能性が高い)、現預金として保有し予期せぬ改修に備えるという提案も可能でしょうか。	応募者の提案に委ねます。
7	6	第5	3	(3)	②	資金調達・償還計画	予備的資金とは、計画外の事態に対する予備資金という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	第5	3	(3)	②	出資者の構成・出資条件	出資のみを行う者については、評価の視点とならないのでしょうか。	評価の対象となりますが、具体的評価は有識者委員会が行います。



様式集に関する質問回答

No.	頁	大項目又は様式番号	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	3	第2	3			参加者を特定できる記載の禁止について	正本につきましては、応募者の構成企業及び協力企業の企業名等が特定できることを求められているとの理解で宜しいでしょうか。その場合、内容は副本と同様としながらも、構成員・協力企業名の凡例一覧表(例: 構成員A: ○○株式会社)を付して提出することで宜しいでしょうか。	提案書類の記載要領及び様式集で意味するとおり、正本は応募者の構成企業及び協力企業の企業名等を記入し、副本は応募者の構成企業及び協力企業の企業名等を伏せたものとしてください。
2	3	第2	4		②	提出書類の作成	様式5-2～様式9-4に関しまして、提案表現上の観点から提示されている様式枠線の色や位置の調整は、応募者の裁量に委ねられているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	23	第4				第二次審査に関する提出書類	金融機関からの関心表明書等の添付は不要でしょうか、また、関心表明書を含む参考資料等につきましては、各様式における枚数制限とは別枠でしょうか。	関心表明書等の添付の要否は応募者の判断に委ねます。参考資料等については、各様式における枚数制限とは別枠とします。
4	25	様式4-2				委任状	代理人とは、代表企業の従業員のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	29	様式5-2				事業実施方針	※1「本事業の特徴についての考え方を明示」とは、それぞれについて独立の項目立てを行って記載するのでしょうか。それとも、実施方針の文章の中に考え方がわかるように織り込んでおけばよいということでしょうか。	記載方法は応募者に委ねます。
6	29	様式5-2				事業実施方針	※③施設の立地条件とは、具体的にどんなことでしょうか。九州、福岡、海の中道地区、海に面している等の様々な立地条件の中から、必要と思われる分をピックアップして書けばよいのでしょうか。	記載内容は応募者に委ねます。
7	29	様式5-2				事業実施方針	※2 目標及び重視する点とは、事業方針とは別に項目立てを行い記載するというのでしょうか。	記載方法は応募者に委ねます。
8	30	様式5-3				実施体制・スタッフ教育	運営業務については、雇用形態・人数は、その時々の入館者、収支状況、社会情勢によって変化すべきものですので、考え方のみ示せばよいでしょうか。	少なくとも、運営開始後5年程度の期間における運営業務実施体制について記載してください。
9	30	様式5-3				実施体制・スタッフ教育	設計、改修工事、工事監理の各業務については、各工事、また選定業者により異なりますので、人数雇用形態等については、どのように記載すればよろしいでしょうか。	応募者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目又は 様式番号	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
10	30	様式5-3				実施体制・スタッフ教育	水族館事業実績についての事業主体とは、設置者・所有者・設置管理協議によって管理する管理者のことでしょうか。	公共施設の場合には発注者名を記載してください。それ以外の場合には、経営判断権のある者を記載してください。
11	30	様式5-3				実施体制・スタッフ教育	規模とは、延べ床面積のことでしょうか。	延べ床面積、展示水槽総水量、展示生物数等、規模のわかるものを記載してください。
12	30	様式5-3				実施体制・スタッフ教育	その他(概要)に記載すべきことはどのようなことでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
13	31	様式5-4				リスクへの対応	実施方針に定められ、募集要項等に記載のない、設置者もしくは事業者に帰すべき事由による契約リスクはどちらの負担となるのでしょうか。	募集要項等に記載のない事項については募集要項等の規定のとおりです。
14	31	様式5-4				リスクへの対応	実施方針に定められ、募集要項等に記載のない、瑕疵担保期間後に発見された施設の瑕疵リスクは設置者の負担となるのでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
15	33	様式5-6				地域・地元	周辺地域や地元はどの範囲を想定されているかご教示頂けますでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
16	35	様式6-2				収入および支出の見込み	入館者予測等について第三者からの意見が冊子としてある場合、提案書に添付してもよいのでしょうか。	応募者に委ねます。
17	35	様式6-2				収入および支出の見込み	人件費とは、SPCが直接雇用する従業員の人件費のことでしょうか。	様式6-2の記載については、人件費はSPCが直接雇用する人件費と運営・維持管理にかかる人件費を記入下さい。「修繕・更新費」は設計費、改修工事費、工事監理費に要する全ての修繕・更新費をまとめて記載してください。その他の項目は事業全体の費用を記載してください。
18	35	様式6-2				収入および支出の見込み	SPC運営費とは、どういった勘定科目の費用のことをさすのでしょうか。	SPCを運営するために必要となる費用ですが、要否及び勘定科目の選択は応募者に委ねます。
19	36	様式6-3				収入および支出の見込み	2-1-8その他とは、運営企業、維持管理企業への委託費等を含めたすべての金額をこの欄にまとめるということでしょうか。	様式6-2については、委託種別ごとに記載してください。様式6-3はまとめて記載しても構いません。
20	36	様式6-3				収入および支出の見込み	2-3にはどのような科目があてはまるでしょうか。諸税のことでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
21	36	様式6-3				収入および支出の見込み	特別利益、特別損失がある場合、その項目は記載せず、結果の当期利益を記載すればよいということでしょうか。	特別利益、特別損失が見込んでいる場合には、経常損益として記載してください。

No.	頁	大項目又は 様式番号	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
22	36	様式6-3				収入および支出の見込み	10-3には、2-2-1と2-2-3の合計値を記載するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	38	様式6-5				出資者の構成・出資条件	資金拠出条件とはどのようなものを想定されておられるのでしょうか。	金利、返済期間、返済方法等の条件を記載してください。
24	41	様式7-2				修繕・更新計画及び改修工事	具体的な内容とは、どのようなことを記載することが必要でしょうか。	※1～※5について具体的に記載してください。
25	41	様式7-2				修繕・更新計画及び改修工事	②以外の大規模な改修工事とは、要求水準の大規模修繕と同じ定義でしょうか。	ご理解のとおりです。
26	42	様式7-3				修繕・更新計画表	その他の更新には、事業者が自主的に行う集客向上目的のリニューアル工事額も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	43	様式7-4				工程計画表	平成31年3月までに完了する工事についての工程を記載するのでしょうか。	※2に規定のとおり、事業期間全体について記載してください。
28	43	様式7-4				第三者モニタリング	業務区分のその他欄に第三者モニタリングとの記載がございますが、必須項目なのでしょうか。	第三者モニタリングの記載は一例であり、実施については応募者の提案に委ねます。
29	44	様式7-5				施設維持管理	提案書類(維持管理)必須記載事項①定期点検の頻度、実施時間等の考え方の実施時間等とは定期点検を実施する時間帯との認識でよろしいでしょうか。	点検に要する時間や実施する時刻・曜日・時期を意味します。
30	52	様式9-2				教育プログラム	税込みとありますが、消費税は平成26年12月時点の8%として算出するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	53	様式9-2				教育プログラム	※1③本施設において従前実施されてきた研究活動をご説明するため、各項目記載の※制限枚数とは別に、別添資料として提出し、従前実施されてきた研究活動との継続性をご説明してもよろしいのでしょうか?	資料を添付することは可能ですが、様式9-2(制限枚数内)に記載された内容についてのみの資料として下さい。 提案内容は応募者に委ねます。
32		共通				制限枚数	各項目記載の制限枚数は、イメージ図、パース、写真、グラフ、表その他補足資料も含めた枚数でしょうか。補強するための第三者からの鑑定資料等も含めた枚数でしょうか。	図面類は図面集として作成してください。 提案資料は、各様式毎に記載している制限枚数内として下さい。 なお、その資料を補足するものを別添資料とすることは可能です。